

### 第33回福井家庭裁判所委員会議事概要

#### 1 開催日時

令和2年1月20日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

#### 2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室

#### 3 出席者

##### (1) 家庭裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

石川恭司（委員長），上野祐夫，江守耕一，竹内富美子，竹澤賢樹，中山博晴，野条泰永，山元清隆，渡邊史朗

##### (2) 事務担当者

平野上席裁判官，松井裁判官，勝田首席家裁調査官，畦地首席書記官，小澤主任書記官，宮崎家裁事務局長，武藤家裁事務局次長，杉本家裁総務課長，野田家裁総務課課長補佐，湯浅家裁総務課庶務係長

#### 4 議事

##### (1) 「利用しやすい成年後見制度について」の説明

##### (2) 意見交換

#### 5 意見交換の要旨

別紙のとおり

#### 6 次回開催期日及び開催テーマ

##### (1) 次回開催期日

令和2年7月6日（月）午後1時30分

##### (2) 開催テーマ

未定

(別紙)

## 意見交換の要旨

(◎：委員長，○：委員，●：事務担当者)

- ◎：「利用しやすい成年後見制度について」の説明に対する質問・感想等を伺いたい。
- ：どのような人が市民後見人となるのか。
- ：市民後見人を務めていただく方は、文字どおり一般の市民の方である。市町等で開催されている市民後見人養成講座を受講するなどし、必要な知識を習得した方の中から、裁判所が成年後見人等を選任する。成年後見人等には、親族のほか、弁護士、司法書士及び社会福祉士等といった専門職（以下「専門職」という。）を選任することが多いが、もう一つの選択肢として市民後見人を選任することが考えられる。
- ：あわら市社会福祉協議会では「成年後見センター」の看板を出しており、四、五年前に市民後見人の養成講座を開催した際には、20人程度の方が受講した。受講した方が成年後見人等として選任されるまでには至っていないが、継続的に勉強会などが実施されているほか、同協議会は法人後見等を受任しており、受講した方には支援員として成年後見制度を利用している方（以下、成年後見制度の利用を検討している方を含め「本人」という。）の生活サポートに携わっていただき、更なる知識習得に努めていただいているところである。このような取組を継続的に進めていくことが大事だと考える。
- ：「ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョン」は、どこが作成したビジョンか。
- ：ビジョンを作成したのは福井市であり、様々な分野についてのビジョンが策定されている中の一つに、成年後見制度に関するビジョンが策定されていると聞いている。
- ：本人に多くの資産や負債がある場合、成年後見人等はどのような活動を行うのか。例えば、資産を売却してまで負債をなくすというようなこともするのか。

- ：成年後見人等に選任されたら、まず本人の財産の調査を行う。調査した結果、本人の生活のためにどのようにするのが良いかという観点から、財産の処分等を検討することになる。したがって、早期に資産を売却して負債をなくすということも考えられるし、資産を売却せずに分割等で負債を返済していくということも考えられる。
- ：福井弁護士会としては、高齢化に伴って成年後見制度の相談件数も増加しており、成年後見制度へのニーズの高まりに対応していかなければならないと感じている。私が知り得る当会の成年後見制度への取組としては、予算措置をした上で市町の地域包括支援センターと連携して相談事業を行っているほか、会員が成年後見業務を行うに当たっては、不正事案に対応するために、当会の信用保証制度に加入しないと業務を行うことができないこととする規則を制定する見込みである。
- ：福井県社会福祉士会では地域包括支援センターや福祉施設等から相談を受けることが多くあり、成年後見制度へのニーズの高まりを感じている。当会では、70人程度の会員について、成年後見人等を受任できる者として裁判所に情報提供しているところである。成年後見制度のニーズに対応するために、引き続き会員を対象とした成年後見人等の養成研修を行うほか、成年後見制度の普及活動として、一般の方向けの成年後見制度活用講座を実施していく予定である。
- ：勝山市社会福祉協議会では、以前から金銭管理等の日常生活自立支援事業を行っているが、認知症や判断能力が低下した方など支援を必要とされる人のために、平成25年4月に「成年後見サポートセンター」を開設し、現在、9人の方の後見人等を法人として受任している。本人には、対応に苦慮する方や負債が多い方など様々な方がいるが、生活面の支援及び適切な財産管理に努めており、非常に大きな役割を果たしている。成年後見制度を利用する方が増加する中、勝山市では後見人等を受任する専門職の方に限りがあるため、当協議会の担う役割も増加していくものと考えている。しかし、成年後見事業を行うに当

たっては運営費が必要となるところ、裁判所から認められる後見人等活動に対する報酬を運営費に充てているが、その報酬額が低いことから、事業の運営は厳しくなっていくのではないかと考える。

- ◎：認知症有病者の推計数と比較し、成年後見制度の利用者が少ないことから、本来、成年後見制度を利用すべき方が利用していないのではないかという問題点について、御意見等を伺いたい。
- ：成年後見制度を利用することがとても大変なものだと考えている方や、よく分からないという方が多いのではないか。また、成年後見制度を利用するに当たり、誰が後見人等に選任されるか分からないし、専門職後見人が選任された場合にどれくらいの報酬が認められるか分からないことも、成年後見制度の利用をちゅうちょする一因になっていると思う。
- ：弁護士業務として、遺産分割協議の必要があるために保佐人を務めた経験があるが、判断能力が低下したとしても、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の金銭管理事業を利用することで生活ができる方や、管理する財産が多くても御家族が周りにいて生活に困らない方などについては、遺産分割や不動産等の処分の必要がなければ成年後見制度を利用する必要がなく、利用しないという方が相当数いるのではないか。
- ：社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の金銭管理事業を利用されている方の中には、将来的に成年後見制度の利用が必要となるのではないかという方もいるが、現時点では福祉施設への入所契約が必要になるなどの事情が生じて、初めて成年後見制度の利用が検討されるという状況である。
- ：福祉施設との利用契約をその利用者の家族が締結できることで、成年後見制度を利用する必要性が生じないことが、成年後見制度の利用者数が少ないことの要因になっていると考える。
- ：福祉施設の生活相談員から、市長が後見等開始の申立てをする際の後見人等の候補者になってくれるよう依頼があったことがある。その際に言われたのは、

申立人において後見人等の候補者が用意できていないと、後見等開始の審判までに時間が掛かるとのことであった。以前に裁判所からの後見人等候補者の推せん依頼に、弁護士会として応じられなかったことがあったのかもしれないが、後見人等の選任は裁判所が行うものであり、現場や市役所の担当者の理解不足も、成年後見制度の利用者数が少ない要因としてあるかもしれない。

- ：福井県の濃密な家族関係性を考えると、他人が後見人等を務めることがあることに抵抗を感じる人もいるのではないか。
- ：親族が大きな病気をした際に、法律行為を行う必要が生じたため成年後見制度を利用したことがあるが、これは、成年後見制度を利用せずに家族が法律行為を行うことで、後々、大きな問題になることを心配したからである。大きな法律行為でなければ、家族が行っても社会通念上許されると思うので、成年後見制度を利用しなければならないような法律問題に直面しない限り、利用されないように思う。
- ：成年後見制度を利用した理由には、高齢で将来が心配というものや、周囲に親族がいない等がある。市区町村長からの後見等開始の申立ては増加しているものの、高齢化の進行によって一人暮らしの高齢者が増加していることから、家族や地域の関与がなく、成年後見制度の利用を必要とするのに申立てに至っていない方は、まだ多くいると思われる。
- ◎：成年後見制度が広く利用されるため、また、その制度利用が伸び悩んでいる保佐類型、補助類型の利用促進のために、裁判所に求められる広報活動について、御意見等を伺いたい。
- ：ある程度対象を限定した上で広報資源を集中させるのが良いと思う。判断能力が低下しても周囲に支援者がいる方は、その支援者を通じて成年後見制度を知り、必要に応じて利用するところまでたどり着くが、周囲に支援者がいない方はそのようにいかない。周囲に支援者がいない方をフォローするためにも、例えば地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関などといった判断能力

が低下した人が頼りする機関に絞って広報活動を行い、必要に応じて成年後見制度の利用につながる法テラスや弁護士会等につないでもらうのが良いのではないか。

○：地方行政に携わる者として、上記意見には同感である。後見類型が突出して利用されていて、保佐類型及び補助類型の利用が伸び悩んでいるのは、おそらく他の福祉サービスが代替しているからだと思う。実際に困りごとがある方は、市町や福祉事務所等の相談窓口を訪ねることが多いことから、広報活動については、広く浅くではなく、そのような機関に向けて重点的に行う方がよいと考える。

○：成年後見制度の利用が必要となる前に、ある程度の基礎知識を知っていることが大事であると思う。報道機関が裁判所を取材するのは事件等の関係が多いが、成年後見制度の周知のために報道機関を利用いただければよいと考える。

○：最近、市町等において、終活ノートを配布していると聞いているが、終活について考える際に、成年後見制度の利用を考えてもらえるような啓発活動を行うのも良いと思う。

○：成年後見制度のニーズが眠っていそうなところには、裁判所から積極的に足を運んで成年後見制度の利用に向けた広報、営業活動をするのが良いのではないか。また、裁判所は、成年後見制度を利用しないと社会生活を送る中で困ることになると考えている一方で、ニーズが眠っていそうな側は、別に利用しなくても困らないと思っているところに認識のギャップがあるはずであり、なぜ成年後見制度を利用しないと社会生活を送る中で困ることになるのか、きちんと理由付けをしておくことが必要である。この点、令和元年最高裁判所作成パンフレット「成年後見制度－利用をお考えのあなたへ」の1頁及び2頁に、成年後見制度を利用しないとどのように困るかについて記載されているが、この記載例が我が身に起きて、困ることになるという想像ができない。成年後見制度を利用していなかったがために困ると実感できるような内容に記載を変更し

た上で、広報、営業活動に取り組むのが良いと感じた。

- ◎：中核機関設置に向けた御意見等や、裁判所がどのように市町等との連携を進めていけばよいかについての御意見等を伺いたい。
- ：中核機関の設立には専門的な知識を持つ人材が必要であり、一市町ではなく広域での対応が必要と感じた。
- ：社会福祉協議会と中核機関の機能には重複しているところがあると感じる。
- ：市町が中核機関を直営するのか委託するのか分からないが、国や県が人的にも金銭的にも支援しないと、その設立は厳しいと感じた。
- ：市町がどのような連携が望ましいか検討するためにも、裁判所が引き続き情報提供をしていくべきであると思う。
- ：福井弁護士会では、県市町の消費者生活センターの方と弁護士と一緒に事例研究を行い、情報を共有する取組を通じて連携ができている。事例は異なるが、事例研究などのノウハウを市町との連携に使うことも考えられるのではないか。
- ：裁判所では、専門職団体も参加する市町との意見交換会が開催されており、中核機関の設置に向けて着実に前進していると感じるが、更に進めていくためには、情報や意見の交換を活発に行っていくことが必要だと思う。専門職団体としても、情報発信や意見交換を積極的にしていきたいが、裁判所においても適宜情報の提供をお願いしたい。
- ◎：本日承った御意見は、今後、当庁において、利用しやすい成年後見制度への取組を検討していく上での参考としたい。